

10
月

からの子ども手当の支給には 申請が必要です



問／子育て支援課 内2642・2645・2647 463-2834 E-mail: kosodate_sien@city.asaka.saitama.jp

10月から平成24年3月分の子ども手当の支給は、「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」の成立により、次のとおり手当月額、支給要件に変更がありましたのでお知らせします。

この法改正に伴い、子ども手当を受給するには、対象となる全員の方が改めて受給の手続きをする必要があります。対象年齢のお子さんがいる世帯には、10月以降の手当受給のための手続き書類を個別に送付いたしますので、申請を忘れないようにご注意ください。



子ども手当の変更内容

	変更前 平成23年9月まで	変更後	
		平成23年10月～平成24年3月	
手当月額 ※子ども一人につき	一律13,000円	0～3歳未満（一律） 3歳～小学生（第1、2子） 3歳～小学生（第3子以降） 中学生（一律）	15,000円 10,000円 15,000円 10,000円
支給要件	子どもが海外に居住	監護状況が書類から確認できれば受給可能	子どもが国内に居住する場合のみ受給可能（一定期間の留学を除く）
	子どもが児童福祉施設等に入所	支給要件を満たせば保護者が受給	子どもが入所する施設設置者等が受給
	監護・生計同一要件	生計を維持する程度の高い方が受給	父母が別居の場合は、子どもと同居の父母を優先し受給者とします。（単身赴任の場合を除く）

※そのほか、子ども手当から保育料や給食費等が納付できる仕組みが法律に盛り込まれました。

子ども手当を受けるには

- *中学生までのお子さんがいる世帯には、申請書類等を10月末ごろに個別通知をしますので、保護者の方等が所定の申請手続き（認定請求書等の提出）をしてください。
- 9月30日現在、子ども手当を受給している方を含め全員の方が改めて手続きする必要があります。
- *請求者は、保護者（原則的には父か母）のうち生計を支えている方が対象です。
- *提出先は、請求者の住所地になりますが、請求者が公務員の場合は勤務先になります。



申請期間は

【10月1日現在、子ども手当の支給要件を満たしている方】

平成24年3月31日までに手続きをしてください。期限内に手続きをされた方は、平成23年10月分にさかのぼって手当を受給することができます（支給時期は書類の提出日により異なります）。

【10月1日以降に子どもを出生の方、または、朝霞市に転入の方】

出生日または転入日の翌日から15日以内に手続きをしてください。手続きの翌月分から（※）手当を受給することができます。

なお、転入した月までの分については、以前お住まいだった市区町村での手続きが必要になります。

*月末近くに出生、転入の場合は、事由発生の翌日から15日以内の手続きであれば、月が変わっての申請でも、前月申請扱いとなります。

支給時期は

平成24年2月、6月の各10日（土・日曜日に当たる場合には直前の開庁日）に支給します。ただし、認定請求書の提出時期等によっては、2月期の支給に間に合わないことがあります。

支給月	支給内容
平成24年2月期	10月～平成24年1月分
平成24年6月期	平成24年2～3月分